別紙43

20211102改訂

|  |  |
| --- | --- |
|  　登録（許可）番号及び(1) 　登録（許可） | 　 　　　　　第　　　　　　　　　号 　　　　　　　年　　　月　　　日 |
|  　店舗（主たる研究所）(2) 　 |  〒　　　－ 　 　℡　　　　－　　　－ 所在地 名　称 |
| (3) | □　毀損、汚損　□　亡失今後は十分注意するとともに、紛失した登録票（許可証）を発見した場合には、速やかに返納します。 |
|  　 　(4)備　　　　　　　　考 | １．毒物又は劇物直接取り扱わない販売業の該当□該当　・　□非該当　２．特定品目販売業登録申請の場合、毒物及び劇物取締法施行規則附則第３項に規定する内燃機関用メタノールのみを取り扱う特定品目販売業の該当□該当　・　□非該当　３．医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく許可の取得状況□該当なし　・　□薬局開設　・　□店舗販売業　□卸売販売業　・　□その他（　　　　　　　　） |

□

　 □ 毒物劇物農業用品目販売業登録票

 上記により、 の再交付を申請します。

 □

 □

　　　　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）　　　　　　　　　　　　　　　　〒　　　－ 　 　℡　　　　－　　　－

　　　　　　　　　　　　　　　　氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

　熊本県知事　　　　　　　　 様

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 決裁区分 | 部長 | 文書分類 | 分類記号 | 006-003-002-001 | 主題名 | 毒物劇物販売業 | 保存期限 | ５年 |
| 　起案　　　　　年　　月　　日本申請について、登録票(許可証)を再交付してよろしいか。 |
| 部 長（所 長） | 副部長（次 長） | 副部長（次 長） | 課 長 | 主 幹 | 起案者 | 課　　　員 | 公印承認 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  | 発 送 済 印 | 【文書審査】□別記第3号様式（規則第3条関係）【登録票】□別記第7号様式（規則第4条の9関係）【許可証】であるため審査不要。 |
|  |  |  |
| 毒物劇物営業者登録等システム受付番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

収入証紙貼付欄（毒物劇物販売業に係る申請の場合：4,000円分）

【記入上の注意】　登録票（許可証）再交付申請

１　太線枠以外に記入してください。

２　黒（青）インク又は黒（青）ボールペンを用いて、はっきりと記入してください。

３　提出先及び提出部数

・毒物劇物販売業：店舗の所在地を管轄する県保健所に１部を提出してください。

　　　　　　　　　※店舗（事業場）の所在地が熊本市の場合は、熊本市保健所へご相談してください。

・特定毒物研究者：主たる研究所の所在地が熊本市以外の場合は、提出部数は２部、提出　　　　　　　　　　先は主たる研究所の所在地を管轄する県保健所です。

※研究所の所在地が熊本市の場合は、熊本市保健所へご相談してください。

(1) 登録（許可）年月日は、毒物劇物販売業の場合は、登録票に記載されている現在の有効期間の初日の年月日を記入してください。

(4)

１　毒物又は劇物を直接取り扱わない販売業への該当又は非該当について、□内に✔印を記入してください。

２　毒物劇物特定品目販売業の場合、附則第３項に規定する内燃機関用メタノールのみを取り扱う毒物劇物販売業への該当又は非該当について、□内に✔印を記入してください。

３　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく許可の取得状況について、□内に、✔印を記入してください。

※ 添付書類

　(3)再交付申請の理由が紛失以外のとき、毒物劇物販売業の場合は登録票、特定毒物　　　研究者の場合は許可証

※　登録票（許可証）の再交付を受けた後、紛失した登録票（許可証）を発見したときは、　本申請書の提出先に、すみやかに返納してください。